

行 税 第 6 5 5 号

平成31年2月18日

公益社団法人 行田法人会

会 長 鈴 木 秀 憲 様

行田支部長 小 川 雅 以 様

行田市長 工 藤 正 司



平成31年度税制改正に関する提言について（回答）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成30年12月10日付けをもって要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

## 平成31年度税制改正に関する提言（重点項目・行田市用）についての回答

### 1. 地方のあり方

本市では、行田創生実現のため、行田市版総合戦略に基づき、企業誘致や特色ある地域産業に対する支援はもとより、新たな産業団地の開発に着手するなど、地域の産業振興に重点的に取り組んでおります。

近年、わが国では、人口減少や東京一極集中に加えて、国から地方への権限移譲、住民ニーズの多様化・複雑化などにより、地方自治体には、これまで以上に自主的、自立的な行財政運営が求められています。このような中で、自治体間競争を勝ち抜き、行田創生を成し遂げるため、行財政改革等による財源確保を図りつつ、行田市版総合戦略に掲げた各種事業を、引き続き、力強く実行してまいります。

また、少子高齢化や人口減少などの社会情勢に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、「行財政改革指針」及び「行財政改革プログラム」を策定し、市有財産の売却・貸付及び企業誘致の促進をはじめとする自主財源の確保、各種事務事業の見直し、組織の効率化、職員定員管理の適正化などを改革の取組として位置づけ、引き続き、全庁をあげて計画的に行政改革に取り組んでまいります。

### 2. 行政改革の徹底

本市の職員数については、行政需要等とのバランスを考慮しながら、事務の効率化を積極的に進め、計画的に職員の削減を行ってまいりました。その結果、平成30年4月時点において、562人となっており、平成18年の合併時と比べ、48人の削減を行っております。

また、給与については、平成27年4月から地域の民間給与水準を踏まえた給料額の改定を行う給与制度の総合的見直しをはじめ、職員の諸手当の見直しを実施するなど、人件費の抑制を図っております。

今後においても、複雑高度化する市民ニーズや新たな行政需要に対応できる効率的な組織体制の見直しを進め、職員数や給与の適正化に努めてまいります。

### 3. 租税教育の充実

学校教育においては、学習指導要領に社会科の指導内容として税について学習することが定められており、主権者として租税に関心をもつことを目的として指導しております。また、「租税教室」では、税務課及び収納課の職員が講師をしております。

社会における租税教育については、まちづくり出前講座のメニューに「ちょっと聞いてみたい！税のしくみ」を設け、市民の税に関する知識の普及をしております。

#### 4. 地方税関係

##### (1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、行政サービスを支える上で不可欠なものとなっていることから、安定的確保が望まれます。

また、固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準によるもので、土地の標準地価格からの所要の補正や家屋の評価方法など複雑になっております。そのため、税負担の公平性や制度への信頼性を高める観点から、より納税者が分かりやすい制度への見直しが求められます。

固定資産税制度の見直しにつきましては、県内の市町村で構成する埼玉縣市町村税務協議会を通じて、国に対し要望を行っているところでございます。

- ① 商業地等の土地の評価につきましては、その属する状況類似地区の標準宅地の鑑定評価額から適正な時価を求めており、鑑定評価にあたっては収益性も検討する要素としております。
- ② 家屋の評価につきましては、木造、非木造それぞれに経過年数に応じた減点補正を評価替え年度に実施しております。
- ③ 償却資産につきましては、地方税法に基づき申告いただいております。現行の制度に基づく課税についてご理解いただきたいと存じます。
- ④ 固定資産税の免税点につきましては、地方税法の規定によるものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。
- ⑤ 土地の評価につきましては、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて行っているため、標準地等の地点数や用途地域別の地点数が異なっております。固定資産税においては、地価公示や地価調査の地点も標準地として使用しており、効率化を図っております。